

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第564号)

平成20年11月14日

横 情 審 答 申 第 564 号

平 成 20 年 11 月 14 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮
問について（答申）

平成20年7月22日まち建審第198号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「違反建築検査の回答 上記の住宅H18年11月中まちづくり調整局係長2名来宅
検査（請求者の住所又は居所：横浜市泉区白百合三丁目特定地番）」の個人情報
非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「違反建築検査の回答 上記の住宅H18年11月中まちづくり調整局係長2名来宅検査（請求者の住所又は居所：横浜市泉区白百合三丁目特定地番）」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「違反建築検査の回答 上記の住宅H18年11月中まちづくり調整局係長2名来宅検査（請求者の住所又は居所：横浜市泉区白百合三丁目特定地番）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年5月7日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件は、異議申立人（以下「申立人」という。）による「本人開示請求に係る保有個人情報」の記載及び個人情報本人開示請求書の受付時の状況、異議申立書の提出時の申立人と受付担当者のやりとりから、平成18年11月に、まちづくり調整局職員2名が建物状況調査のため申立人宅を訪問したこと（以下「本件調査」という。）について、申立人は「違反建築検査」、「来宅検査」と主張し、そのときの「回答」の個人情報を求めているものと判断される。
- (2) 平成18年11月の本件調査は、平成18年4月にまちづくり調整局の組織改編により担当課が変わり、申立人からの要望もあったことから、建物の状況を再確認するもので、「違反建築検査」ではない。また、本件調査時、申立人との間で「違反建築検査」という言葉のやりとりはなく、その際、回答を求める文書等を受け取ったことはない。まちづくり調整局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）の業務として、違反建築物に対する初期指導に係る事業があり、仮に当該建築物に建築基準法（昭和25年法律第201号）上の違反の事実があったとすれば、その場で、当該建築物の所有者である申立人に伝え、是正を促すことと

なるが、本件調査時には、建築基準法上の違反の事実はなく、申立人に指導等を行う事項はなかった。

したがって、本件個人情報を作成しておらず、保有していないことから、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 平成18年11月中旬、まちづくり調整局係長が西部建築事務所検査（現）違反検査でA4版6枚位持ち帰り回答するとの約束で違反建物の検査を修了した。もう1名のまちづくり調整局係長も同席し、その後も両君に数回にわたり請求を断続している。
- (3) 異議申立に係る処分は「横浜市条令第11条業務文章規定の通り」違法不当である。

5 審査会の判断

(1) 違反建築物に対する初期指導に係る事務について

建築審査課では、市民等から違反建築物に関する相談等が寄せられると、相談対象の敷地や建築物等の調査を行い、その結果、建築基準法等に違反していることが判明すると、建築物の所有者・占有者・工事施工者等に対して是正のための初期指導を行う。建築審査課で是正が困難だと判断された場合は、当該建物についてまちづくり調整局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）への報告（措置依頼）を行っている。

(2) 本件個人情報について

実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載及び同請求書の受付時の状況等から、本件個人情報は、平成18年11月の本件調査を、申立人が「違反建築検査」、「来宅検査」と主張し、そのときに申立人が実施機関に求めた「回答」であるとしており、このことについて申立人からの反論もないことから、当審査会としても平成18年11月に実施機関が求められた回答と解することとする。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないと

主張しているため、当審査会では、平成20年10月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 平成18年11月の本件調査は、平成18年4月のまちづくり調整局の組織再編成により担当部署が代わったこともあり、また申立人宅である建築物は、本件調査以前に申立人からの相談を受けて現場確認を行った結果、違反は確認されなかったが、その後の状況を確認するために、申立人からの要望により申立人宅を訪問したのであり、違反建築検査を目的とした訪問ではない。そのため、申立人からの質問にその場にて口頭で回答することはあったが、申立人に違反に係る指導等を行うことはなかった。

(イ) 申立人は、平成18年11月のまちづくり調整局職員2名の訪問を「違反建築検査」とし、A4版6枚程度の回答を求める文書を職員に渡したと主張しているが、そのような文書も、またそれに類するような資料等も一切受け取ってはならず、また、口頭においても「違反建築検査」に係る回答を求められたことはなかった。そのため、申立人が求めている回答となる文書は作成していない。

(ウ) 建築物の調査を行った際の報告書等の定例的な様式はないが、本件調査の内容については、訪問した建築審査課の職員が手書きのメモを作成しており、現在も保有している。しかし、本件の対象個人情報「違反建築検査」に関して申立人が回答を求めた文書に対する回答となる文書であると判断し、手書きのメモについては対象個人情報として特定はしなかった。

(エ) なお、申立人が主張する「横浜市条令第11条業務文章規定」という名称の規程は存在しないため、何を指すのか不明である。申立人が異議申立書を提出した際に、「横浜市には、文書を渡して回答を求めたものに対しては文書で回答する規定があり、その根拠条文である。」と説明があったとのことである。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関の説明によると、平成18年11月にまちづくり調整局職員2名が申立人宅を訪問したが、申立人が主張するような「違反建築検査」を行っておらず、申立人から回答を求める文書等は一切受け取っていないとのことであった。

申立人宅である建築物が本件調査以前の現場確認で違反が確認されなかったことや、申立人からの要望により本件調査が行われたという経緯に照らして考えると、実施機関が、申立人が主張する「違反建築検査」の回答を求める文書やまたはそれに類する文書を受け取ったか否かは確認することができないが、実施機関

が「違反建築検査」ではないという認識で申立人宅を訪問している以上、それに係る回答となる文書を作成しておらず、文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件個人情報が存在していることを推認させる事情も認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月22日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年8月1日 (第63回第三部会) 平成20年8月6日 (第131回第二部会)	・諮問の報告
平成20年8月19日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年8月26日 (第132回第二部会)	・審議
平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・諮問の報告
平成20年9月29日 (第134回第二部会)	・審議
平成20年10月10日 (第135回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年10月24日 (第136回第二部会)	・審議